

運 営 規 程

事業所名	居宅介護支援 飯田病院
サービスの種類	居宅介護支援・介護予防支援
指定番号	2070501982

(目的)

第1条 この規定は、社会医療法人栗山会が設置する居宅介護支援飯田病院（以下、「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援及び介護予防支援事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、もって、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下、「介護支援専門員等」という。）が、要介護又は要支援の状態（以下、「要介護状態等」という。）となった高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援又は介護予防支援（以下、「居宅介護支援等」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、高齢者等が要介護状態等になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、医療機関、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援 飯田病院
- (2) 所在地 長野県飯田市大通1丁目30番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援等を行う。
- (2) 介護支援専門員 7名以上

介護支援専門員は、居宅介護支援等にかかわる業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日、12月30日から1月3日、8月14日から8月16日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、緊急の場合は各担当の携帯電話で受け付ける等、連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援等の提供方法)

第6条 居宅介護支援等の提供に関しては、あらかじめ利用申込者又はその家族等に対し運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、利用申込者又はその家族等の同意を得なければならない。

2 居宅介護支援等の内容は次のとおりとする。

(1) 利用者又は家族等の相談対応は、原則として利用者の居宅を訪問し、面談して行う。

来所、入院先等で相談対応を行った場合は、その後、居宅へ訪問して面談を行う。

(2) 課題分析は、事業所作成の標準課題項目を満たす基礎情報票等を用いて行う。

(3) 居宅サービス計画等は、医療機関、サービス事業所、行政等と連携を取り作成する。

(4) サービス担当者会議は、原則として利用者の居宅で行うものとするが、状況により、医療機関、介護保険施設、事業所の面談室等で行うこともある。

(5) 利用者及び家族等の求めに応じ、介護保険施設への紹介等を行う。

(6) 介護支援専門員は、サービス開始後においても、定期的に訪問を行い、目標の達成状況、サービス実施状況、満足度、新たなニーズの発生等を把握する。

(利用料等)

第7条 居宅介護支援等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定めるところによるものとする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、飯田市及び下伊那郡とする。ただし、利用者の居宅が著しく遠方の場合等、通常の事業実施が困難な場合は、管理者がサービス提供可否を判断する。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、居宅介護支援等の提供に係る利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した居宅介護支援等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した居宅介護支援等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族等の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、居宅介護支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2 事業所は、従業員の質的向上を図るために計画的に研修の機会を設けるものとする。
- 3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な居宅介護支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、居宅介護支援等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。

この規定は、平成12年4月1日より適用する。

この規定は、平成14年5月1日より適用する。

この規定は、平成15年10月1日から適用する。

この規定は、平成19年5月1日から適用する。

この規定は、平成20年1月10日から適用する。

この規定は、平成27年10月13日から適用する。

この規定は、平成31年4月1日から適用する。

この規定は、令和6年4月1日から適用する。